

くもと

広報

2020

7

No.183

梅雨を彩る紫陽花



ついたてを児童の机に設置する古座小学校の職員

6月1日、新型コロナウイルス感染症予防のため臨時休業や分散登校としていた町内の小中学校が再開しました。

小学校では6月第1週は5時間授業、第2週から通常通りの時間割を実施。中学校は第1週から6時間授業で、第2週からはクラブ活動も始まっています。

再開にあたり串本町教育委員会は、児童生徒の机に設置する飛沫拡散防止用の段ボール製ついたてを購入し、町内全小中学校に配布。

町内の小中学校が再開

飛沫拡散防止用のついたてなどで感染予防



ついたてが設置された席で授業を受ける児童
(写真は古座小学校提供)

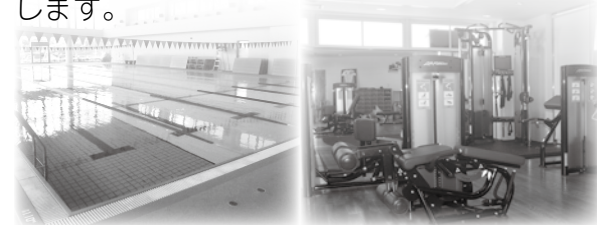
保護者には、登校前の児童生徒の検温やマスク着用などの協力を呼びかけました。各学校では、職員で校内を消毒するなど、日々の感染予防に努めています。

古座小学校の貴志純子校長は「ついたてがあると、子どもたちの予防に対する意識が更に高まると思うのでありがたい。換気や手洗い、消毒などの対策もしっかり行っています。子どもたちには安心して学校生活を送ってもらいたいです」と話していました。

サン・ナンタンランド施設を無料開放します！

今年は東京2020オリンピックの開催が予定されていたため、7月23日(木)・24日(金)が祝日となっています。

残念ながらオリンピックは開催延期となりましたが、スポーツにちなんだ祝日を皆さまに楽しんでいただけるよう、施設を無料開放します。



◇テニスコート予約・お問い合わせ先◇
串本町B&G海洋センター
Tel 0735-62-5540

7月23日(木) 海の日

【無料開放施設・時間】

◆B&G海洋センター 温水プール
午前10時～午後9時

7月24日(金) スポーツの日

【無料開放施設・時間】

◆B&G海洋センター トレーニングジム
午前10時～午後9時

◆総合運動公園テニスコート
午前10時～午後6時
※E・F・G・Hコートのみ
※1団体2時間・要予約
※7月7日(火)午前10時より予約の受付を開始します。

7月



主な電話番号等

市外局番 0735

串本町役場本庁舎	62-0555
串本町役場古座分庁舎	72-0081
くしもと町立病院	62-7111
串本町教育委員会	72-0017
文化センター	62-0006
串本町図書館	62-4653
保健センター	62-6206
地域包括支援センター	62-6005

防災行政無線(町内)放送の
電話音声案内サービス
0120-928-649(無料)

新入団員が基本動作や技術を学ぶ

串本町消防団員普通教育訓練



- ①行進する団員の皆さん
- ②コツを教わりながら様々なロープの結び方を学ぶ
- ③勢いよく転がして消防ホースを伸ばす



6月14日と15日、串本町消防団の普通教育訓練が行われました。

この訓練は新入団員を対象に実施されているもので、今回は14日に7名、15日に5名の合計12名が参加。講師の串本町消防本部職員から基本姿勢、敬礼、整列、行進などの訓練礼式や、ロープの結び方、消防ホースの扱い方、放水手順などを学び、訓練終了後に寺島正彦消防長より修了証書が交付されました。

で行われた14日の訓練では、稲田賢消防団長が「皆さんとても上手にできていました。これから消防団のためにがんばってください」と講評。参加した有田分団所属の男性は「訓練は初めてのことがばかりでとまどいもありましたが、学んだことを生かしてこれからの活動をがんばりたいと思います」と話していました。

6月1日現在、消防団には男性342名、女性10名が入団しています。

- 2 サン・ナンタンランド施設の無料開放／コンテンツ
- 3 まちのわだい
- 5 新庁舎物品の納入参加業者募集／特別定額給付金の申請手続きをお忘れなく
- 6 新型コロナウイルス感染症流行期における災害時の避難／避難所での新型コロナウイルス感染症対策後期高齢者医療保険からのお知らせ
- 8 マイナポイントでお得にお買い物しませんか／生活福祉資金の特例貸付について
水道メーターを交換・撤去します／不法投棄監視カメラ設置中
- 10 国民年金保険料の納付が困難な方へ／海上保安官の募集案内
地籍調査事業の実施について
- 12 自衛官(学生)等の募集案内
- 13 くしもと町立病院 出張！外科だより
- 14 新型コロナウイルス感染症に関する支援事業
- 16 令和2年第2回定例会
- 18 保健センターだより
- 20 ご寄付いただきました／よろこび・かなしみ／献血
- 21 火災・救急件数／人口と世帯／募集／お知らせ
相談／今月の納税／町民の皆さまへ

新庁舎物品の納入参加業者募集について

串本町では、新庁舎の物品について次のとおり納入参加業者を募集します。参加を希望される方は、必要書類を提出してください。（様式は、串本町ホームページからダウンロードするか総務課までご連絡ください。）

■提出書類

- (1) 新庁舎物品 納入参加申込書
- (2) 町税等納付状況調査同意書
- (3) 店舗または事務所の位置図

■参加条件

- (ア) 令和2年4月1日現在、串本町内に店舗または事務所を有し、平成31年（令和元年）に営業を行っていること
- (イ) 町税等に滞納がないこと
- (ウ) 営業経歴および営業状態が良好であること

■購入予定物品

- (ア) ブラインド
- (イ) 椅子・机などの什器
- (ウ) 議場家具など木製家具
- (エ) 移動書架・固定棚

■募集期間

令和2年7月6日（月）～7月17日（金）
※提出書類を総務課へ封書で送付するか持参してください。

■その他

- ・令和3年度に予定する新庁舎への物品納入に限った募集となります。
- ・入札参加資格審査会での審査を予定しています。
- ・所得税の確定申告書など営業経歴等に係る書類の提出を求める場合があります。

◇お問い合わせ先◇

串本町役場 総務課
管財・コミュニティグループ
TEL 0735-62-0555

特別定額給付金の申請手続きをお忘れなく！

串本町では、**令和2年4月27日時点**で串本町に住民登録している方が属する世帯主あてに、5月中旬に特別定額給付金の申請書類をお送りしています。申請書の受付には期限がありますので、お忘れのないよう申請手続きをお願いいたします。

申請書類が届いていない、または、申請書類を紛失したなどの場合は、総務課の特別定額給付金担当までお問い合わせください。

申請期限は
令和2年8月18日（火）
です。



■特別定額給付金とは

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、家計への支援を行うものです。

■給付金額

給付対象者ひとりにつき10万円

■給付金を装った詐欺にご注意ください！

町が「特別定額給付金」のために、現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作をお願いすること、手数料の振込みを求めること、キャッシュカードの暗証番号を問合わせることは絶対にありません。怪しい電話やメールがあった場合は、町やお近くの警察署にご相談ください。

◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 総務課 特別定額給付金担当 TEL 0735-62-0555

新型コロナウイルスの影響を受ける事業者を支援 相談窓口の設置や町内飲食店の紹介



本庁舎2階に設置された相談窓口

串本町は5月25日、役場本庁舎2階に事業者を対象とした「コロナ生活・事業支援総合相談窓口」を設置しました。
主な業務は、店舗等の家賃を補助する町独自の支援事業「串本町小規模事業者等支援給付金」の申請受付で、産業課の職員が対応。新型コロナウイルスに関連する公的支援の情報も提供しており、8月末まで設置予定です。
面会による相談を希望する場合は事前予約が必要ですので、産業課までご連絡ください。

また、新型コロナウイルスにより大きな影響を受けている飲食店を応援するため、串本町ではテイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（配達）をしている店舗の紹介を5月30日より開始しました。
産業課は、紹介を希望する店舗を募集・登録し、チラシやのぼりで情報を発信。こども未来課は、子育て世代の支援を兼ねた「串本町まちなか・子育て応援弁当事業」として登録店で使える5千円分のクーポン券を町内の子どもに配布し、利用拡大につなげています。
登録店は随時募集しており、6月17日時点で36店舗が登録。情報発信は8月末までを予定しています。ご自宅や職場での食事に利用してみたいかがでしょうか。



登録店に立てられているのぼり

申請受付の窓口設置

国の特別定額給付金

国の特別定額給付金の申請受付が始まり、串本町では5月19日に役場本庁舎別館1階に申請窓口を設置しました。

新型コロナウイルス感染症予防のため郵送やオンラインでの申請が基本ですが、申請をサポートするため窓口には職員を配置。多い時には1日で約300人の方が来られました。

特別定額給付金の申請には期限がありますので、まだ申請されていない方は、お忘れのないようにご注意ください。



本庁舎別館1階に設置された申請窓口

プール開きに備えて

串本町大島プール清掃

6月12日、大島区民の皆さんや大島小学校の教職員、児童の保護者、串本町教育委員会の職員ら約30名が、町が管理する大島プールの清掃を行いました。同プールは、大島小学校の授業で使用しますが、毎年7月1日から8月31日まで有料で一般開放しています。

なお、昨年の消費税等の増税により料金変更しています。新型コロナウイルスの影響を考慮して、一般開放の詳細は串本町文化センターまでお問い合わせください。



雨が降る悪天候の中、清掃に励む皆さん

住民課からのお知らせ

後期高齢者医療保険からのお知らせ

令和2年度保険証の更新について

令和2年7月31日の有効期限満了に伴い、保険証を更新します。

新しい保険証は、7月初旬ごろから順次、簡易書留郵便にて送付いたします。

保険証の色は、従来のうすいオレンジ色からうすい緑色に変わります。

※保険証はお手元に届き次第ご使用いただけます。現在お持ちの保険証については、各自で破棄していただくが役場にご返却ください。

※保険料の納付が滞っている場合、保険証の送付を一時保留させていただき、納付できない事由について聞かせていただきます。状況によっては、短期保険証や資格証明書を交付します。

新しい保険証は
うすい緑色です。



保険料の納期・期割について

■特別徴収（年金天引き）の方

仮算定			本算定		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

■普通徴収（口座振替・納付書による納付）の方

※保険料の決定通知・納付書等を7月中旬に送付いたします。（7月から翌年3月までの9回で納付）

本算定								
7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	11月 (5期)	12月 (6期)	1月 (7期)	2月 (8期)	3月 (9期)

●令和2年7月の本算定により特別徴収の対象となった場合は、年金天引きの調整のため、7月、8月、9月の3期が普通徴収（納付書・口座振替）となり、10月より年金天引きとなります。

本算定（普通徴収）			本算定（特別徴収）		
7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

※本算定（7月初め）以降に所得更正があった場合は、保険料の増額分を併徴（特別徴収・普通徴収の両方）で納めていただきます。

保険料の納め方について

■特別徴収（年金天引き）

要件に該当される方は、自動的に特別徴収（年金天引き）になります。（届出は不要です。）

※特別徴収となるかどうかは、日本年金機構等の判断となります。制度改革による保険料の減額等が生じた場合、納付書による普通徴収に変更となる場合があります。

■普通徴収（納付書または口座振替）

役場から送られてくる納付書で期限内に納めていただきます。口座振替をご希望の方は、金融機関で手続きをしてください。

※口座振替の手続きをされている方は、「納付方法変更申出書」（役場へ申請）がなければ、年金天引きの対象者となった場合、特別徴収になる可能性があります。

※特別徴収からの変更には、事務手続きに2か月程度要します。変更を希望される方は、早めの申出をお願いいたします。



総務課からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症流行期における災害時の避難について

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況において、地震・津波災害、これからの出水期（豪雨や台風）の災害発生時に避難所を開設する場合、避難所での3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策について考える必要があります。

避難所に多くの人が密集すると、新型コロナウイルスの感染が広がるリスクがあります。避難所への避難だけでなく、避難所以外への避難（分散避難）も選択肢として考えておくことが大切です。

災害時には、避難所に行くことだけが避難ではありません。親戚や知人宅などへ行くことも避難です。自宅が危険な区域ではないなど安全が確保されている場合は、自宅に留まること（在宅避難）も選択肢のひとつです。

新型コロナウイルスの感染リスクのある状況では、分散避難は3密を避けるためにも有効です。町が指定している避難所・避難場所を含め、自宅、親戚や知人宅など、より安全で安心できる場所や方法を、日頃からご家族やご近所で話し合っておきましょう。

避難とは、「難」を「避」けることです。まずは危険な状況から身を守ることが大切です。感染症流行期においても、躊躇せず避難しましょう。



避難所での新型コロナウイルス感染症対策

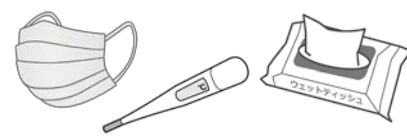
■非常持ち出し品の確認

避難所の物資には限りがありますので、事前に避難する際は、必要なものはご自身で持参しましょう。

必要な物資を持っていくことができるよう時間に余裕をもち、避難所の開設状況などご確認のうえ、避難してください。

●避難の際に非常持ち出し品に追加して持参していただくもの

- ☐ マスク
- ☐ 手ふき用タオル・ハンカチ
- ☐ 体温計
- ☐ ウエットティッシュ など



■基本的な感染症対策の徹底

避難所に断水の影響がない場合、手洗いを徹底するとともに、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を十分心がけましょう。

■十分な換気の実施・スペースの確保

避難所内の換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう注意します。避難者の方々も換気の協力と、本当に避難が必要な方が避難所に行けるよう配慮をお願いいたします。

■健康状態の確認

避難所でも定期的に体温を測定するなど、自らの体調を継続的にチェックしましょう。体調の変化を感じた場合は、避難所運営職員に申し出てください。

◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 住民課 後期高齢者医療係 TEL 0735-62-0561

◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 総務課 防災・防犯グループ TEL 0735-62-0555

水道課からのお知らせ

水道メーターを交換・撤去します



水道メーターの交換

水道課では、使用期限が近づいた水道メーターを交換しています。今回の交換予定は、次の地区の対象メーターとなります。

期間中、水道課で委託した事業者が、皆さまのお宅やお店などにお伺いしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■**地区** 串本（大水崎、東、西、南、北、植松、堀笠嶋、袋）

■**期間** 令和2年7月20日（月）から
8月14日（金）まで

■交換時のお願い

- ・メーターボックスの上に物や車を置かないでください。
- ・交換のため敷地内に入らせていただきます。
- ・メーター交換の際は、立会いの必要はありません。不在の場合でも交換させていただきます。
- ・交換の際は、一時的に断水となります。断水時間は、5分から20分程度です。
- ・メーター交換後、水が濁ることがあります。水を少し流して澄んでからお使いください。

◇お申し込み・連絡・お問い合わせ先◇

串本町役場 水道課
TEL 0735-72-0082

水道メーターの撤去

建物の解体等により水道を使用しなくなった場合には、水道課までご連絡ください。現在建物がなく、長期間水道を使用する予定がない場合も、撤去いたします。

なお、建て替えに伴い、メーターを撤去せず、新築時に既存のメーターをそのまま使用される場合は、改造届をご提出ください。

■水道メーター撤去の連絡

建物の解体前または解体後に、電話にてご連絡ください。その際、場所が特定できるように、撤去を希望する水道メーターが設定されている所在地と給水契約者の方の氏名、水道メーターに刻印された番号をお知らせください。

■注意事項

- ・水道メーターの撤去に伺うまでに、お時間をいただく場合がありますので、解体や整地を行う際はお早めにご連絡ください。
- ・水道メーターを破損・紛失した場合は、自己負担していただく場合がありますので、解体を行う際には十分ご注意ください。
- ・水道課で撤去するのは水道メーターのみです。水道管やメーターボックスは個人の所有物ですので、これらを撤去する場合は「串本町水道事業指定給水装置工事事業者」にご依頼ください。

住民課からのお知らせ

不法投棄監視カメラ設置中！

☆7月の重点監視エリア・・・ 潮岬

不法投棄をなくすことを目指して、町内に監視カメラを設置しています。
また、巡回パトロールも重点的に行います。

◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 住民課 環境グループ TEL 0735-72-0083
新宮保健所 串本支所 TEL 0735-72-0525

回収ボックスも
活用しましょう！



産業課からのお知らせ

マイナポイントでおトクにお買い物しませんか？

国が実施するマイナポイント事業では、民間のキャッシュレス決済サービス（QRコード決済、ICカードなど）で、令和2年9月～令和3年3月の期間内にチャージまたはお買い物をする、普段のキャッシュレス決済で使えるポイントがもらえます。

最大2万円のチャージまたはお買い物で、5,000円分（付与率25%）のポイントがキャッシュレス決済サービスに付与されます。



マイナポイントを利用するためには

- | | | |
|---|---|--|
| <p>1 マイナンバーカードを申請・取得</p> <p>マイナンバーカードの取得には、1～2か月を要します。お早めの申請をお願いします。</p> | <p>2 マイキーIDを設定</p> <p>スマートフォンやパソコンで設定できます。役場の住民課窓口でも設定のサポートをしています。（※1）</p> | <p>3 マイナポイントの申込み（令和2年7月～）</p> <p>マイナポイント申込みページにログインし、利用する決済サービスを選択して申し込む。（※2）</p> |
|---|---|--|

※1すでにマイキーIDを設定した方は、マイナポイント予約済みです。
※2マイナポイントの予約が予算の上限に達した場合には、予約を締め切る可能性があります。

◇マイナポイント等に関するお問い合わせ先◇

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178
平日：午前9時30分～午後8時／土日祝日：午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

串本町社会福祉協議会からのお知らせ

生活福祉資金の特例貸付について 受付期間は9月30日まで

和歌山県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活資金でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費））の特例貸付を実施しています。受付期間は令和2年9月30日（水）までですので、ご相談ください。

緊急小口資金

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯が対象

- 貸付上限 20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要

総合支援資金（生活支援費）

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等で生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象

- 貸付上限 ・2人以上：月20万円以内
・単身：月15万円以内
- 貸付期間 原則3か月以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要

※必要書類等、詳しくは和歌山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

◇ご相談・お問い合わせ先◇ 串本町社会福祉協議会 TEL 0735-62-7060

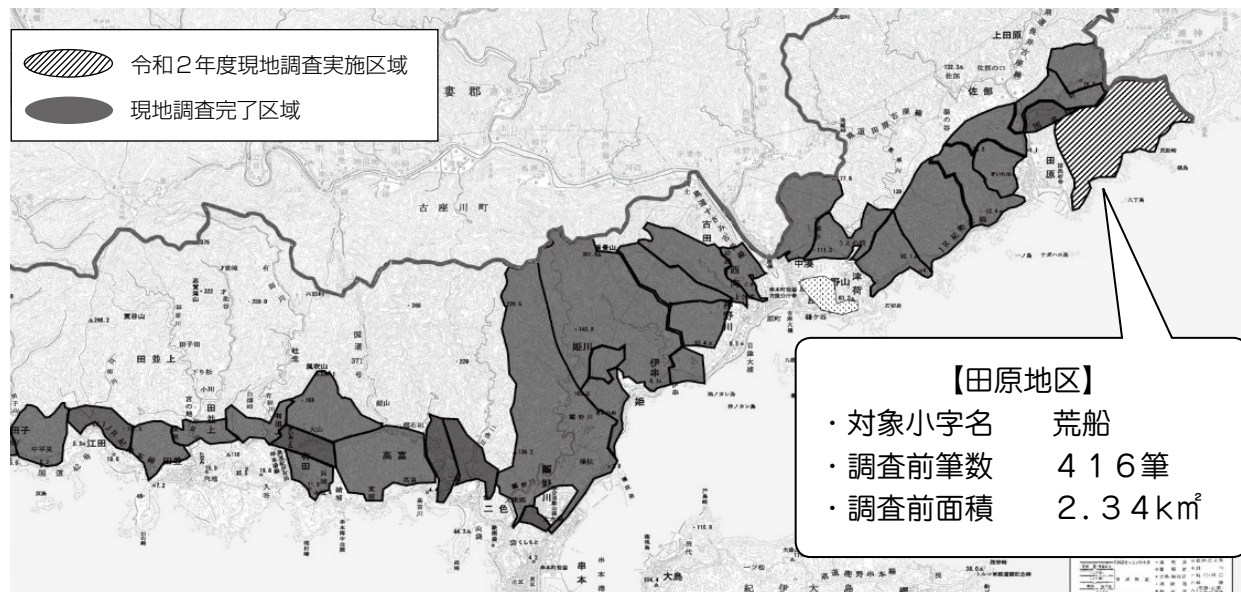
建設課からのお知らせ

地籍調査事業の実施について

令和2年度地籍調査（現地調査）を下記の地区において実施します。
本年度の調査は、大型公共事業に関連する小字単位を主にした地区が対象となります。



■令和2年度地籍調査（現地調査）実施地区



■事業の目的および主旨等

地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、筆界の位置と面積を測量する調査です。調査を実施することにより、土地の筆界が明確となり、土地取引の円滑化に役立ちます。また、災害時の地域復旧を円滑に進めることができるなど、個人の土地資産を保全します。

■実施時期

令和2年9月から12月（予定）

■事業実施通知・現地立会通知について

- ・法務局備え付けの土地登記簿へ記載された名義人の方に通知します。
- ・名義人の方がお亡くなりになっている場合は、相続権利者の方全員に通知しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 建設課 地籍グループ Tel 0735-67-7020

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

日本年金機構からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により 国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金第1号被保険者の方が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が急減した場合、特例として免除・納付猶予・学生納付特例が受けられる場合があります。



■対象者

- 次のいずれにも該当する方が対象になります。
- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得が国民年金保険料免除・猶予・学生納付特例の基準に相当することが見込まれる

■対象期間

令和2年2月以降分の国民年金保険料

■申請方法

申請書、所得の申立書等の必要書類を年金事務所または役場住民課へ提出してください。
※申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

■申請に必要なもの

- ・基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、納付書等）
- ・認印（本人が署名する場合は不要）
- ・国民年金保険料免除・納付申請書
- ・所得の申立書（臨時特例用・学生納付特例用）
- ・学生証の両面コピー（学生の場合）
- ・雇用保険受給資格証または雇用保険被保険者離職票の写し（失業した場合）

※通常の所得の判定による免除・納付猶予申請、学生納付特例申請、産前産後期間の保険料免除申請も随時受付しております。

◇お問い合わせ先◇ なんきん加入者ダイヤル Tel 0570-003-004
串本町役場 住民課 Tel 0735-62-0561

田辺海上保安部からのお知らせ

海上保安官の募集案内 ～あなたも日本の海を守りませんか～

海上保安庁では、次のとおり令和3年4月採用者を募集します。

海上保安学校

- 受験資格 令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方など
- 受付期間 令和2年7月21日（火）～7月30日（木）
- 申込方法 インターネットでの申込み
- 1次試験日 令和2年9月27日（日）
- 試験会場 和歌山市内等

海上保安大学校

- 受験資格 令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方など
- 受付期間 令和2年8月27日（木）～9月7日（月）
- 申込方法 インターネットでの申込み
- 1次試験日 令和2年10月31日（土）11月1日（日）
- 試験会場 和歌山市内等

※詳しくは、海上保安庁ホームページをご覧ください。 [海上保安官 採用](#) [検索](#)

◇お問い合わせ先◇ 田辺海上保安部 管理課 Tel 0739-22-2002

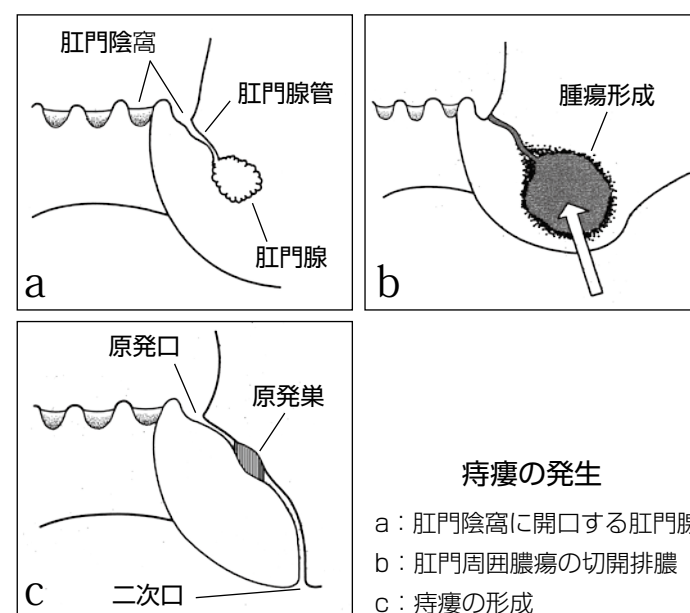
くしもと町立病院 出張！外科だより

「痔瘻」についてお話ししましょう

痔瘻とはあまり聞きなれない方もおられると思いますが、これは肛門の内側から外側、つまり皮膚に向かってトンネル状の管が形成され起こる疾患です。主な原因は肛門下部の炎症です。その前に肛門周囲はいつも少ししっとりとしていますね。これは肛門粘液でいつも肛門は潤っているからです。その粘液を分泌しているのが肛門腺と言われるもので、これは肛門の皮膚と粘膜が接する場所にあるわけです。ここが小さなくぼみ状になっており、ここに肛門内の細菌が入り炎症を起こし、肛門周囲の皮下に膿のかたまり（膿瘍）を作ることがあります。そして、この膿瘍が排出経路を作ろうと皮膚にむかって瘻孔（炎症などによって生じた異常な管状の穴）を形成するわけです。

最も多い症状は、痛みです。多くの場合、持続する痛みです。それも排便とは関係ない時にも痛みます。次に膿、あるいは膿と血が混じった分泌物が出て、下着の汚染が見られます。発熱を伴うこともあります。また、女性より男性、特に壮年・中年の体格のいい、毛深いようなタイプの人に多い病気です。

痔瘻の診断は、肛門視触診と肛門鏡により、その場で診断が可能です。



治療は、手術的に瘻管を切除するか、あるいは瘻管全体にゴムや糸を通して、時間をかけて瘻管を切開していく方法（シートン法）があります。単純皮下痔瘻の場合は、シートン法単独で治療することも可能です。これは入院せず外来で処置できます。

一方、手術は、以前は瘻孔と周囲組織を含めて大きく切除し、開放創のまま時間をかけて欠損部の組織再生を待つ方法が多く行われてきましたが、これは治療後に肛門が変形をきたしたり、肛門周囲の筋損傷により肛門のしまりが弱くなり、便漏れを起こすことがあるため、あまりおすすめする方法ではありません。

そのため、私は以前より痔瘻本体を完全にくりぬき、組織の欠損や筋肉の断裂のない方法で治療しています。この場合、痔瘻をくりぬいた後で完全に原型に復するように丁寧に縫合することで痛みや出血が少なく、結果的には術後2、3日で退院可能な治療方法として、患者様にはおすすめしています。

最後に、痔瘻は肛門疾患の中でも痔核に比べて頻度が少ないうえに、難治性のものが多いのは事実です。再発を繰り返す痔瘻は、特異的な難治性腸炎、クローン病ですが、これを合併している場合も少なからずありますので、痔瘻でお悩みの方、あるいは肛門にまつわる症状や悩みをお持ちの方はぜひ外来診察を受けることをおすすめします。きっと至適な治療法の提案ができると思っています。

くしもと町立病院副院長 外科担当 出口浩之

自衛隊和歌山地方協力本部 新宮地域事務所からのお知らせ

30歳から公務員を目指す！ 自衛官（学生）等の募集案内

	応募資格	受付期間	試験日	試験会場
自衛官候補生	18歳以上32歳以下の方	年間を通じて行っています。	受付時にお知らせします。	受付時にお知らせします。
一般曹候補生	18歳以上32歳以下の方	7月 1日（水）～ 9月10日（木）	9月18日（金）～ 9月20日（日）	・9月18日 田辺市民総合センター ・9月19日、20日 和歌山県民文化会館
防衛大学校（推薦）	18歳以上21歳未満の高卒者（見込含む）または高専3年次修了者（見込含む）で、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦する方	9月 5日（土）～ 9月11日（金）	9月26日（土） 9月27日（日）	防衛大学校
防衛大学校（一般）	18歳以上21歳未満の高卒者（見込含む）または高専3年次修了者（見込含む）	7月 1日（水）～ 10月22日（木）	【1次試験】 11月7日（土）・8日（日） 【2次試験】 12月9日（水）～11日（金）	【1次試験】（予定） 和歌山県立新宮高等学校 【2次試験】 別途お知らせします。
防衛医科大学校（医学）	18歳以上21歳未満の高卒者（見込含む）または高専3年次修了者（見込含む）	7月 1日（水）～ 10月 7日（水）	【1次試験】 10月24日（土）・25日（日） 【2次試験】 12月9日（水）～11日（金）	【1次試験】（予定） 和歌山県立新宮高等学校 【2次試験】 別途お知らせします。
防衛医科大学校（看護）		7月 1日（水）～ 10月 1日（木）	【1次試験】 10月17日（土） 【2次試験】 11月28日（土）・29日（日）	
予備自衛官補（一般）	18歳以上34歳未満の方	7月 1日（水）～ 9月11日（金）	受付時にお知らせします。	受付時にお知らせします。
予備自衛官補（技能）	18歳以上で国家免許資格等を有する方（資格等により年齢上限は53歳～55歳未満）			

※平日は、新宮地域事務所にて説明会を随時行っております。来場は自由です。

◇お問い合わせ先◇

新宮市五新1 - 24（和歌山県立新宮高等学校正門前）

自衛隊和歌山地方協力本部 新宮地域事務所 TEL 0735 - 21 - 3449



【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

串本町で農業に従事している皆さまへ

串本町農林漁業者支援事業のご案内

串本町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農業者の皆さまを支援するため、協力店舗で利用できる3万円のクーポンを交付します。

- クーポン

3万円（1セット／1,000円分×30枚つづり）
※クーポンは、交付された本人以外は利用できません。
交換、譲渡および売買が発覚した場合、クーポンは失効となります。
※利用期限は、令和2年12月31日（木）までとします。
- 対象者

令和元年分所得税の確定申告で農業所得を申告しており、基準日（令和2年4月1日）において町内に住所を有し、かつ、町内で農業に従事している方
- 交付方法

交付期間中に、役場産業課で必要書類を提示してください。
対象者であることを確認し、その場でクーポンを交付します。
※対象者1名につき1回限り
- 必要書類

・令和元年分所得税の確定申告書の写し
（農業所得を申告していることが確認できるもの）

・本人確認ができるもの（運転免許証、保険証等）
- 利用方法

クーポン裏面に記載されている協力店舗でご利用ください。
※クーポンの額面に満たない商品を購入した場合、お釣りはもらえません。
- 交付期間

令和2年7月1日（水）～8月31日（月）
※平日8：30～17：15まで（土日祝日は除く）

※林・漁業者の対象者には、個別に通知させていただきます。
※事業内容は、串本町ホームページに掲載していますのでご確認ください。

◇交付場所・お問い合わせ先◇
串本町役場 産業課 農林水産グループ TEL 0735-62-0558

町内の店舗で事業を営む皆さまへ

串本町小規模事業者等支援給付金のご案内

串本町では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策として、令和2年4月1日時点で次のすべてを満たす小規模事業者等に対し、店舗等の賃借料を基本とする給付金を支給しています。

- 対象者

・従業員数が20名以下（商業またはサービス業は5名以下）

・主たる店舗が串本町内に所在（支店は不可）

・組合、政治・経済・文化団体、宗教団体等でないこと

・町税に未納がないこと（令和元年度末時点）

・借家店舗の場合は、借主と事業者が同じであること
※店舗が複数ある場合は、対象は主たる店舗（1店舗）のみ
- 給付額

・1月分の家賃×0.8×3か月（**最大12万円**）

・持ち店舗の場合は**一律3万円**
- 申請方法

申請書に必要書類を添えて産業課に郵送
※申請書は、役場または串本町ホームページから取得できます。
※直接役場へ提出する場合は、本庁舎2階の専用窓口へ提出（お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。）
※面会による相談を希望する場合は、事前予約が必要です。
（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため）
- 必要書類

・事業を行っていることが確認できる書類（写し）
※直近の確定申告書や営業許可に関する書類など

・1月あたりの家賃が確認できる契約書等（写し）
※最大12万円の給付を選択する場合
※この書類がない場合、借家店舗であっても一律金額（3万円）となる場合があります。

■申請期間 申請期間 令和2年8月31日（月）まで

◇お問い合わせ先◇
串本町役場 産業課 商工・観光グループ TEL 0735-62-0557

令和2年串本町議会第2回定例会が6月16日に招集され、会期を6月29日までの14日間として開会されました。

開会後、田嶋町長より諸報告があり、続いて諸議案について提案理由の説明がありました。



■ 特別定額給付金事業

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計への支援を行うことを目的に、市町村が実施主体となり特別定額給付金・1人10万円の給付事業を行っております。

当町の申請および給付状況についてであります。

当町の対象世帯数は8511件で、6月12日現在の申請数は8138件、申請率は95・6％であります。

また、給付状況は6月12日現在で8041件、給付額は14億9200万円、予算額に対する執行率は95・5％であります。

すでに対象世帯の多くの方が申請を済まされ、給付を終えておりますが、まだ申請をされていない世帯が373件あります。

今後は、未申請の方の調査を行い、少しでも多くの方に特別定額給付金が届けられるよう努めてまいりたいと考えております。

■ 町の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策

「串本町小規模事業者等支援給付金事業」は、経営が悪化した小売店など、影響を受けている事業者の方々に対し、店舗等の賃借料をはじめとする事業継続に係る資金を給付し、収束後の経済活動の再開を支援するための事業で、5月25日から受付を開始しています。借り店舗で最大12万円、持ち店舗で3万円を支給することにより、事業継続の支援を行うものであります。

「串本町まちなか・子育て応援弁当事業」は、学校が休校となり児童が自宅で過ごすことにより、食事の提供に要する費用等の負担が増えた保護者を支援するため、今年度末で満18歳以下となる児童を対象に、町内飲食店で利用できる、1人あたり5000円分のクーポン券を配布いたしました。また、このクーポン券が活用されることで、経営が困難となっている飲食店の支援につながるものと

考えております。



配布されたクーポン券

「串本町学生生活支援事業」は、保護者の収入減に加え、学生自身もアルバイトができないなど学生生活を維持することが困難な状況を考慮し、学生に対し一律3万円の給付金を交付するものであります。

「串本町準要保護児童生徒昼食費援助事業」は、学校が休校となり保護者の経済的な負担が増加したことから、経済的に困難な状況にある準要保護児童生徒に対して、学校給食費2か月分に相当する昼食費を援助する目的で、小学生8400円、中学生9000円の給付金を交付するものであります。

■ 新型コロナウイルス感染症における税制上の措置等

全国の感染状況を勘案しつつ、近隣の公立病院と足並みをそろえる形で段階的に緩和していきたいと考えております。

経営面では、「受診控え」等により全国的に患者数が激減する中、当院でも前年度との比較で、外来患者数が20％前後減少しておりますが、施設基準の見直しが功を奏した形で、現時点では大幅な減収とはなっておりません。また、4月から休診しておりましたレディース外来や、オペを含めた関節専門外来も、今月から再開いたしました。

しかしながら、感染症の影響が長く続いた場合、あるいは第2波到来等により感染が拡大した場合には、「財政的には大幅な減収」、また「人的には精神的ストレスの増大」等が予想され、なおも予断を許さない状況が続くかと思われます。

管理者・院長指揮のもと、現場スタッフには今後も最大限の感染対策を行いつつ、診療・看護を実施してまいります。



令和2年 第2回定例会

■ 防災対策

梅雨から台風シーズンが過ぎる

納税者等への影響を緩和することを目的とし、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に可決され、同日、施行されております。これを受け、町税関係では徴収の猶予制度の特例、厳しい経営環境に直面する中小事業者等に対する固定資産税の軽減、住宅ローン減税の弾力化などの措置を講じることとし、今議会に串本町税条例の改正に係る専決処分の報告と議案を上程しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方について、国民年金保険料や後期高齢者医療保険料の減免、猶予の申請受付を行っており、国民健康保険税、介護保険第一号被保険者保険料につきましても現在、減免措置を行うため、鋭意準備を進めているところであります。

これらの措置に関する情報につきましては、広報誌やホームページ等により、引き続き住民周知を図ってまいります。

■ くしもつごも園 新設事業

第1回定例会において、くしもつごも園用地造成工事にかかる

までの出水期は、特に風水害に警戒する必要があります、その対策にあたっては、住民の生命を守ること第一に考え、地域の自主防災会をはじめ関係機関と協力しながら全力で取り組んでまいります。

今後、避難所を開設する場合は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、3密回避の対策や衛生対策を行うことが重要となります。

避難所には、感染予防のためのマスク、消毒液、ハンドソープ、使い捨てゴム手袋を配備し、定期的な避難所内の物品、設備等の消毒の実施を行います。また学校体育館などのより広い施設を避難所に活用してまいります。

新型コロナウイルス感染症流行期における災害時の避難のあり方については、広報誌やホームページを通じて町民の皆さまに周知してまいります。

■ くしもと町立病院

今年1月から開設しています発熱外来については、一般患者との接触を避けるため、4月中旬より「午後診療」としてあります。これまでの受診者のうち、PCR検査に至った件数は14件で、結果はいずれも陰性でした。なお、感染症に関する実態把握および今後の感染予防対策の一環として近々、全病院職員を対象に、抗体検査の実施を予定しております。

全面禁止としていました入院患者との面会については、今月1日から、新宮市・東牟婁郡在住の家族のみ1日1名、短時間に限り、面会を許可しております。今後、

パパママ教室を開催します

初めてパパ・ママになる方や、ベテランパパ・ママのための教室です。
妊娠・出産・産後についてみんなで学びませんか？



- 日 時 7月28日（火）
13：30～15：30
- 場 所 くしもと町立病院 2階
- 内 容 妊娠・出産・産後についてのお話、
呼吸法、沐浴体験、パパの妊婦スー
ツ体験など
- スタッフ くしもと町立病院 助産師
保健センター 保健師
- 対象者 妊娠28週以降の妊婦さんとパー
トナー（妊婦さんのみの参加も可能）
- 持ち物 母子手帳
- 申込期限 7月22日（水）

◇お申し込み・お問い合わせ先◇

くしもと町立病院 TEL 0735-62-7111 ※お子さんと一緒に参加を希望される
串本町保健センター TEL 0735-62-6206 方は、事前にお申し出ください。

実施期間は 令和2年7月1日（水）～12月28日（月）です

個別健（検）診



新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、
特定健診、がん検診の個別健（検）診の開始
を遅らせて実施します。お申し込みをされて
いた皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご
理解をお願いいたします。

個別健（検）診を申し込まれている方には、
6月下旬に案内をお送りしています。

集団健（検）診を申し込まれていた方で、
個別健（検）診に変更を希望される方は、保
健センターに必ずご連絡ください。

【重要！】受診する時の注意点

- ①新型コロナウイルスの感染拡大が懸念
される状況では、医療機関で健（検）
診の予約ができない場合や、感染拡大
状況に応じて健（検）診を中止する場
合があります。
- ②今後、緊急事態宣言が再発令された場
合は、健（検）診の受診を控えていた
だくようお願いいたします。
- ③胃がん検診については、医療機関にて
感染防護対策が難しいなどの理由によ
り、実施できない場合があります。

歯周病検診



対象者の方には、6月下旬に無料受診券を
送付していますので、ご利用ください。

健やかで笑顔が続く毎日のために、歯と口
腔の健康づくりを始めましょう！

■対象者

年齢	生年月日
40歳	昭和55年4月～昭和56年3月生まれ
50歳	昭和45年4月～昭和46年3月生まれ
60歳	昭和35年4月～昭和36年3月生まれ
70歳	昭和25年4月～昭和26年3月生まれ

【歯周病と関連する疾患】

*糖尿病

歯周病により歯肉の中で多量に作られる
炎症性物質は、血糖値を安定させるイン
スリンの働きを弱める作用を持ち、糖尿
病のリスクを高めます。

*心疾患

炎症性物質が血管内に侵入すると、血管
壁にも炎症が生じます。万が一、これが
心臓の血管壁で起こり、炎症部分が動脈
硬化を起こせば心筋梗塞や狭心症など命
に関わる恐ろしい心疾患の引き金にもな
ります。

保健センターだより

※健診・教室等についてのお申し込み・お問い合わせは、
保健センター（TEL 0735-62-6206）まで

7月の行事カレンダー

母子・成人事業 ◎各事業の対象となる方には個別にご連絡しております。

日（SUN）	月（MON）	火（TUE）	水（WED）	木（THU）	金（FRI）	土（SAT）
			1	2 1歳8か月児健診	3 きらきらくらぶ	4
5	6	7	8	9	10 プレママ女子会	11 おひさまくらぶ
12	13	14 健康相談（※）	15 離乳食教室	16	17 きらきらくらぶ	18
19	20 有酸素運動教室	21	22	23	24	25
26	27	28 パパママ教室 （くしもと町立病院）	29	30 4か月児・ 10か月児健診	31	

※健康相談は、保健センターにて午後1時30分から午後3時まで実施します。40歳以上の女性に骨密
度測定も実施しますので、希望される方は7月13日（月）までにお申し込みください（先着10名）。

離乳食教室を開催します

離乳食が始まると、何を作れ
ばいいのか、どのくらい食べさ
せればいいのか、色々と悩みが
出てきますよね。そんなお母さ
んのために、栄養士と一緒に離乳食を作りま
す。気になっていたことも、実習しながら気
軽にお話しませんか？



- 日 時 7月15日（水）
13：30～15：00
- 場 所 串本町文化センター 1階調理室
- 対象者 1歳までのお子さんがある保護者
- 持ち物 エプロン、ハンドタオル、母子手帳

お子さん、お父さんも一緒にどうぞ！お
子さんは調理室隣の和室でお預かりします。
ご参加いただいた方には、離乳食づくりが
楽になる『簡単とり分け離乳食』の冊子をプ
レゼント♪

お申し込みは、**7月13日（月）までに**保
健センター（TEL 62-6206）まで。

産前産後サポート プレママ女子会

お母さんの健康と元気な赤ちゃんの出生を
願って、妊婦さんを対象にプレママ女子会を
開催します。妊娠期をどう過ごすか、お産ま
での準備や産後の生活など
の不安、聞いてみたいこと
など、ほかの妊婦さんや助
産師さんとお話してみませ
んか？



- 日 時 7月10日（金）
13：30～15：00
- 場 所 串本町保健センター
2階 ミーティングルーム
- スタッフ かつこ助産院 ^{もとだて} 本舘 ^{かつこ} 千子 先生
保健センター 保健師・管理栄養士
- 対象者 妊婦さんであればどなたでもご参
加いただけます。
- 持ち物 母子手帳

お申し込みは、**7月7日（火）までに**保健
センター（TEL 62-6206）まで。

和歌山県立田辺産業技術専門学院は、安心な授業料（年間12万円弱）で、少人数制による実践的訓練を通じて専門知識や技術を習得でき、多彩な資格が取得できる公共職業能力開発校です。現在、オープンキャンパス（体験入学）の参加者を募集しています。

▼開催日
7月27日（月）・29日（水）
8月1日（土）・4日（火）
6日（木）・8日（土）

▼開催時間
平日 午後3時から午後5時まで

※詳しくは、和歌山県ホームページ

▼お問い合わせ先
和歌山県立田辺産業技術専門学院
TEL 0739・222・2259

▼申込期限
開催日より異なりますので、お問い合わせください。

▼対象者
中学・高校生、保護者、一般の方

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、ユーチューブ法務省チャンネルをご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に

県立田辺産業技術専門学院
体験入学者募集

▼場所
・自動車工学科（2年制）
・観光ビジネス科（1年制）
↓田辺産業技術専門学院
（田辺市新庄町1745・2）
（県立情報交流センターBig・U内 田辺市新庄町3353・9）

お知らせ

メッセージについての

お知らせ

INFORMATION

火災件数（1月からの累計）

建物	0件
林野	0件
その他	1件
合計	1件

※令和2年5月31日が基準日

救急件数（1月からの累計）

交通	19件
急病	301件
その他	129件
合計	449件

※令和2年5月31日が基準日

串本町の人口と世帯

令和2年5月末現在（前月比）	
人口	15,583人（-24）
男性	7,356人（-12）
女性	8,227人（-12）
世帯	8,495世帯（-14）

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

令和2年度 有酸素運動教室の参加者を募集します

昨年度も講師に来ていただいた杉浦先生による運動教室です。楽しく運動を教えてください。運動習慣のない方や運動を始めたいと思っている方も、お気軽にどうぞ。運動を継続して、心身ともに健康な体づくりを心がけましょう！

■日 時 7月20日（月）
13:30～14:30

■場 所 串本町立体育館

■講 師 健康運動指導士 杉浦 資史 先生

■内 容 有酸素運動、ストレッチ、筋トレなど

■持ち物 飲み物、タオル、室内シューズ、バス
タオルかヨガマット（ストレッチの際に下に敷くもの）

■参加申込 7月13日（月）までにお申し込みください。
※腰痛や足の痛み等で運動制限のある方は、
お申し込み時にお伝えください。

◇お申し込み・お問い合わせ先◇
串本町保健センター
TEL 0735-62-6206

ご寄付いただきました

中湊在住の井沼和代様より、亡くなられたご家族の遺志による1,000万円のご寄付をいただきました。いただいたご寄付は、故人様とご遺族の皆様のお気持ちに沿えるよう、有効に活用させていただきます。

故人様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご厚意に心より感謝申し上げます。

よこびかなしみ

（5月受付分 敬称略）

※ご本人・ご家族から希望があった方を掲載しています。掲載を希望される方・されない方は、届出の際に窓口にお申し出ください。

鈴木 千枝	田中 三代子	松村 安子	松田 ツ子ヨ	河上 容子	中山 和美	中西 登	お冥福を お祈りいたします	塚田 あゆみ	谷口 祐也	蛭原 あかり	川上 将也	黒須 道子	岡 進	森 京子	勝山 直紀	いつもでも お幸せに	西川 暁子	矢倉 叶子	家高 華瑠	勝山 壺茶	東 律花	お誕生おめでとう ございます
潮 岬	潮 岬	佐部	古座	樫野	津姫			京都府	田辺市	串本	串本	串本	串本	串本	串本		上野山	潮 岬	サンゴ台	潮 岬	立徳 潮	

献血にご協力ください

次の日程で献血を行います。
皆さまのご協力をよろしくお願いします。

■日時 令和2年7月17日（金）
10:00～12:00
13:00～16:00

■場所 WAY串本店

■主催 串本ライオンズクラブ

お問い合わせは、串本町役場 福祉課
（TEL 0735-62-0562）まで

加田	濱野	岡垣	石垣	西口	山海	堀海
澄子	津義子	猛	悟	豊	博美	進雄
91	99	72	70	82	86	92
津 荷	串 本	田 原	西 向	上 原	串 本	和 深

町民の皆さまへ

串本町活性化の起爆剤に

新型コロナウイルスの影響により、夏場に行われる予定の町内イベントがすべて中止もしくは延期となりました。この時期、串本町が一番活気づくシーズンなだけに何とも残念な思いがします。

また、新型コロナウイルスの第2波が秋口から冬にかけて発生するのではと危惧されており、今後も気を緩めることなく警戒する必要があります。

折しも現在、新庁舎、新たなホテル、高速道路、そしてロケット射場など、串本町の将来を大きく左右するであろう種々の施設建設が進められています。それぞれ新型コロナウイルスの影響もあまり受けず予定どおり建設が進んでいますが、なかでも注目を集めているのがロケットの射場建設です。年間打ち上げ目標20機とのことですから、いやが上にも期待は膨らみます。(1号機の打ち上げは2021年度の予定)

しかし、手放しで喜んでばかりはいられない問題もいくつかあります。まずは、ロケット打ち上げ時の車の交通渋滞の問題です。専門家の話では、渋滞対策をなにも取らなかった場合、京阪神方面・名古屋方面とも大変な交通渋滞が起きるであろうと言われています。町としては状況を把握する意味で、最初の打ち上げ時、見学者は町民の方を優先し、町外からの車等には一定の規制をかけてJRやバスを利用していただくことを検討しています。

また、見学場についてもロケットの打ち上げを見ないうちに場所を決めるわけですから、現段階において大掛かりなインフラ整備は控えざるを得ません。最初の打ち上げ時は田原海水浴場をメイン見学場として予定していますが、打ち上げ当日に各拠点へ定点カメラを設置し、その画像を分析するなかでより良い見学場を精査し、段階的に整備を進めていきたいと考えています。ロケット事業の効果が長く持続するよう、見学環境の魅力が年々向上するような中長期的な視点で取組を進めてまいります。

新型コロナウイルスの影響で地域の経済は大変厳しい状況にあります。串本町ではいま進められている事業を必ず成功させ、町活性化の大きな起爆剤としていくつもりです。

串本町長 田嶋 勝正



遭った方からの人権相談を受け付けています。困ったときはひとりで悩まず、私たちに相談してください。

▼みんなの人権110番
TEL 0570・003・110

▼子どもの人権110番
TEL 0120・007・110

▼女性の人権ホットライン
TEL 0570・070・810

▼インターネットによる人権相談
<https://www.jinken.go.jp/>

※電話受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

県外ナンバー車へのマグネットシート配布終了

串本町では、町内に居住しているものの、やむを得ない事情により所有自動車の車両ナンバーが変更できずおらず県外ナンバーの自動車を使用している方に対し、町内居住者であることを示したマグネットシートを配布しておりました。5月25日にすべての都道府県において新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が解除されたことを受け、このマグネットシートの配布を終了しましたのでお知らせします。

なお、自動車所有者の住所や使用

の本拠地に変更があったときは、変更登録をすることが法律で義務付けられています。今後は、法律に基づき本来の変更手続をしていただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

串本町役場 企画課
TEL 0735・62・0556

移動県民相談の開催について

日時

令和2年7月15日(水)
午後1時～午後4時
(相談時間は1件につき約20分)

場所

東牟婁振興局
新宮市緑ヶ丘2丁目4・8

内容

土地・建物、借地・借家、相続、離婚、金銭関係、損害賠償などの法律問題(弁護士が無料で相談)および行政相談

事前受付・お問い合わせ先

令和2年7月1日(水)

午前9時から

※東牟婁振興局 総務県民課へ

電話予約(先着9名)

TEL 0735・21・9607



相談

人権行政相談

令和2年7月2日(木)

会場 古座福祉センター

令和2年7月16日(木)

会場 和深公民館

※開催時間は各相談とも

午後1時30分～午後3時30分です。

今月の納税

納期限 令和2年7月31日(金)

・固定資産税(2期)

・国民健康保険税(4期)

・介護保険料(4期)

・後期高齢者医療保険料(1期)

※納期内に納付されない場合は、地方税法に基づく延滞金加算されます。納税はお早めに。

納税相談夜間窓口

令和2年7月30日(木)

午後5時30分～午後8時

【対応業務】各種税・料金収納、納税相談、各種税証明発行

◎納税に関するお問い合わせは役場

本庁舎 税務課へお願いします。

TEL 0735・62・0586

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。



熱中症には十分に気をつけましょう

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

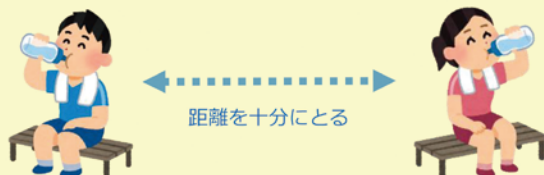
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

（出典：環境省・厚生労働省「令和2年度の熱中症予防行動リーフレット」）

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。